

概要版

行田市 高齢者いきいき安心元気プラン

第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



平成30年3月
行田市

はじめに



本市では、新たに「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

本計画では、地域包括ケアシステムをさらに深め、介護保険法の理念である自立支援・重度化防止への取組みに重点をおいた施策を実施していきます。

そして、将来的には、子ども、障害者、高齢者などの対象者の枠を超え、地域住民と行政が一体となった包括的な支援体制を構築していく地域共生社会の実現を視野に入れた取組みを検討していかなければなりません。

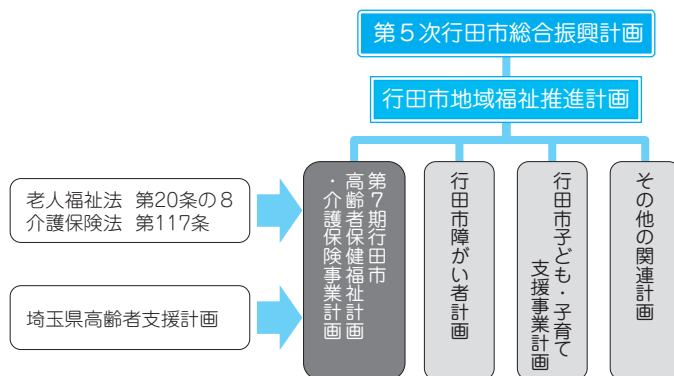
そのためには、まず、私たち行政が地域包括ケアシステムを推進していくための規範的統合を進めることはもちろんですが、市民の皆様にも、介護予防や地域における支え合いの重要性を認識していただくことが不可欠と考えております。

本市といたしましては、保険者としての機能強化に努めるとともに、市民の皆様をはじめ、関係機関や事業者等と連携しながら、各種取組みの推進に全力を挙げてまいります。

計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めたものです。

また、市の最上位計画である「第5次行田市総合振興計画」の部門別計画と位置付けるとともに、「行田市地域福祉推進計画」や「行田市子ども・子育て支援事業計画」、「行田市障がい者計画」などとの整合性を図りながら、国・県の施策、方針を踏まえ策定した計画です。



計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年です。

なお、第7期以降の計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、第6期計画で開始した地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の推進等の取組みを本格化していくこととなります。

サービスの内容や、給付、保険料の水準等も見据えた上で、平成37年度までの中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

基本理念

本市では、第5次行田市総合振興計画（平成23年度～平成32年度）において、ひとの元気・地域の元気・まちの元気の3つの“元気”を柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進しています。

また、本計画では、上位計画である第5次行田市総合振興計画の高齢者部門における政策目標『**高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる**』を基本理念として掲げ、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

基本目標

基本目標1 生きがいの場の充実

高齢者が活動的で 生きがいにあふれ 元気に生活できるまち

高齢者がボランティア等の支え手や生活支援の担い手になり、いつまでも活動的で、積極的に介護予防につながる活動が続けられるよう市民が相互に支え合う活動を強化していきます。

基本目標2 生活支援体制の充実

市民の主体的な活動により ともに生き ともに支え合うまち

高齢者がいつまでも元気に生活できるよう、生きがいの場を充実するとともに、必要な方への生活支援を推進します。また、高齢者が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう「見守り活動」や「通いの場の創設」による地域福祉活動を推進します。

基本目標3 介護保険事業等の充実

総合的な介護予防サービスと 質の高い介護サービスが受けられるまち

高齢者がその有する能力に応じ、可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとともに、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。

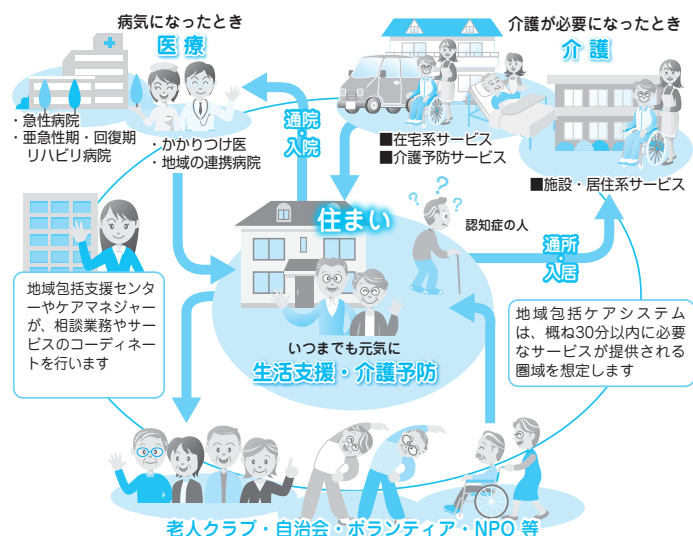
また、今後は、地域共生社会の実現を目指し、高齢者、障害者、子どもの様々な複合課題を「丸ごと」受け止め、支援する体制づくりに向けた検討を開始します。

地域包括ケアシステムの推進について

地域の持つ特性や、地域住民の自主性・主体性に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を推進します。

高齢者が認知症や重度の要介護状態等となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、次に掲げる各種施策に取り組むことで、入院から退院、在宅復帰までを含めて、切れ目のないサービスを提供できるよう努めます。

- 医療と介護の連携強化
- 介護サービスの充実
- 介護予防の推進
- 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの確保と支援
- 多様な生活支援サービスの提供と権利擁護体制の充実



施策の展開

1 | 生きがいの場の充実

(1) 健康と生きがいつくりの支援

身近な地域の人々とのつながりを持ち、少しでも社会的な活動に参加することは、仲間づくりのきっかけになるとともに、主体的な活動の第一歩となるため、健康と生きがいつくりを支援するための各種施策を推進します。

(2) 保健事業の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取り組んでいけるよう、各種保健事業に取り組んでいきます。

主な事業

老人クラブ活動の支援 新規加入の促進や広報活動などを通じて、老人クラブ全体の活性化を支援します。	敬老事業の実施と支援 敬老祝賀式典の開催や地区敬老会への支援等を通じて、敬老意識の啓発などに努めます。	いきいき・元気サポーターの登録促進 高齢者が地域で活躍できる場として、サポーターの活動環境を整え、新たな展開を図ります。	もの忘れ検診 認知症の早期発見と早期治療を促進し、市民の健康の保持増進を図ります。
--	---	--	---

2 | 生活支援体制の充実

(1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者自身やその家族による「自助」を基本としながら、近隣住民や地域全体の支え合いによる「互助」や「共助」でこれを補完し、なお不足する部分に対し、様々な「公助」を提供することで、自立した日常生活を営もうとする高齢者の「自助」を支援します。

(2) 高齢者福祉施設の充実

利用者の動向や、老人福祉圏域の施設整備の状況なども踏まえながら、真にサービスを必要としている方へ適切なサービスが提供できるよう、検討していきます。

(3) 高齢者への虐待防止対策等の強化

高齢者の尊厳を確保し、かつ、安心した生活に寄与することができるよう、虐待対策及び権利擁護体制の充実に努めます。

主な事業

ひとり暮らし高齢者等の実数調査 高齢者福祉施策の基礎資料とするための調査を行い、収集した情報の有効活用に努めます。	安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布 配布を継続するとともに、緊急時に確実に機能するよう、配布済の方の情報更新を支援します。	乳酸飲料等の配達による安否確認 乳酸飲料等の無料配達により、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行います。
いきいき・元気サポーターによる生活支援 利用者の期待に応えられるよう、新たな活動の展開を図りながら、利用者の増加を目指します。	ふれあい見守り活動の推進 様々な課題を抱える高齢者を支えていくために、地域住民や関係機関との見守りネットワークの構築を図ります。	高齢者虐待対策の推進 被害者の周囲の方が関係機関に連絡・相談できるよう、適切な体制の確保・確立を図ります。

3 | 介護保険事業等の充実

(1) 介護保険制度の適正な運営

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らしていくことのできる地域社会の実現を目指し、介護保険制度の適正な運営に努めます。

(2) 介護予防の推進及び介護保険サービスの効果的な提供

本市では、要介護・要支援者の様々な需要に対し、個々の能力を最大限に活かしながら、多様なサービスを提供できる仕組みを作り上げることを目指します。

また、予防給付に係るサービスにとどまらず、介護給付に係るサービスの質・量についても併せて確保し、これらを必要とする高齢者自身が目標を持ってその達成のためにサービスを利用し、状態の維持、改善に結びつけていくことで、全ての要介護・要支援者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにすると同時に、こうしたことの積み重ねの結果として、給付費の上昇抑制を目指し、各種介護保険サービスを効果的に提供します。

保険給付（介護給付・予防給付）に係る各種サービスの推進

【居宅サービス/介護予防サービス】 自宅等の生活の場で提供されるサービスです。	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 居宅で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護 ・訪問看護/介護予防訪問看護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 短期間入所した施設で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護 など ■ 入居した住居等で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護 など
<ul style="list-style-type: none"> ■ 通所した施設で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居宅の介護環境を整えるためのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与 など

【地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス】 地域の特性に応じて提供されるサービスです。	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 居宅で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入居した住居等で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護 など
<ul style="list-style-type: none"> ■ 通所した施設で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入所した施設で提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問と通所を組み合わせ提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問看護と小規模多機能型居宅介護が一体的に提供されるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護

【施設サービス】 介護保険施設において提供されるサービスです。			
・介護福祉施設サービス	・介護保健施設サービス	・介護療養施設サービス	・介護医療院

【その他】 住宅改修に要した費用の一部及びケアプラン作成に要した費用の全部が支給されます。	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅改修費の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅住宅改修費/介護予防住宅改修費 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定居宅サービス等を利用するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援/介護予防支援

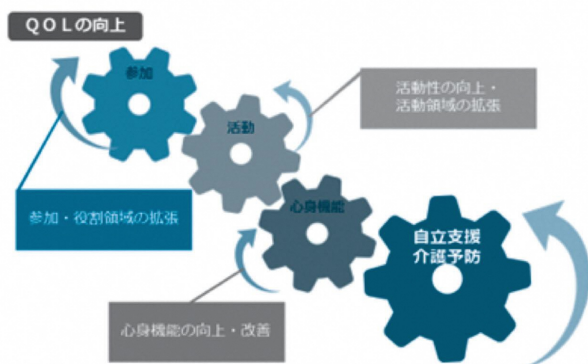
地域支援事業の推進

高齢者が要介護・要支援となることを予防するとともに、たとえ要介護状態となっても、可能な限り自立した日常生活を営むことのできるよう、以下の事業の実施により支援します。

●介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定を受けた方や介護予防を必要とする方などに対し、個々の状態に合わせた様々なサービスを提供する事業です。

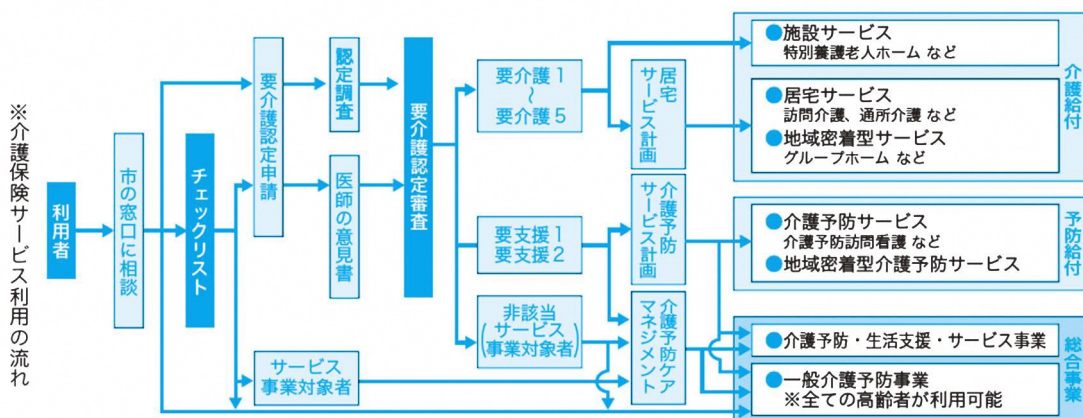
様々な生活支援や、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、介護予防の推進等について、既存の介護事業所等によるサービスに加え、住民やボランティア等の多様な主体の参画を得ながら、事業の展開を図ることで、少しでも多くの住民が支えられる側から支える側にまわる仕組みの構築を目指します。



【図1：介護予防・重度化防止イメージ】



【図2：高齢者が支え手に】



主な事業

訪問型サービス	介護予防訪問介護相当 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
通所型サービス	介護予防通所介護相当 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） 通所型サービスC（短期集中予防サービス）
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターによる機能回復や自立支援等に向けたケアマネジメント
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業 ・ながちか（長親）体操普及 ・はつらつ教室 ・楽しく長生き講座 ・いきいき栄養教室 ・チャレンジ・ザ・ジム！ ・エンジョイ！やすらぎ事業 地域リハビリテーション活動支援事業

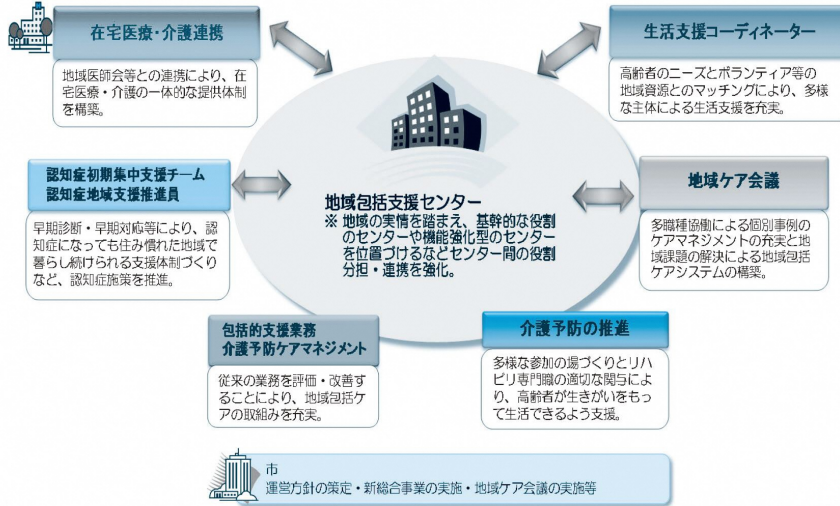
●包括的支援事業

地域住民に一番身近な機関である地域包括支援センターの運営に加え、「地域ケア会議の推進」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」に取り組みます。これらを適正に実施するために、地域包括支援センターの機能強化を戦略的、複合的に図ります。

主な事業

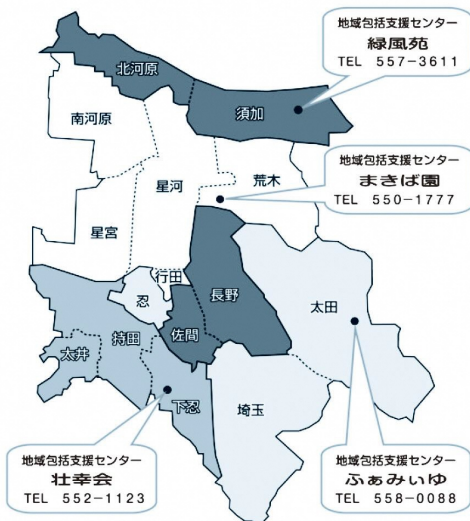
地域包括支援センターの運営	地域ケア会議の推進	在宅医療・介護連携の推進
認知症総合支援事業	生活支援サービスの体制整備	

■ 地域包括支援センターの機能強化 ■



■ 地域包括支援センターの担当地域 ■

第6期までの地域包括支援センターの担当圏域



■ 地域包括支援センターの設置・運営状況（人口は平成30年1月1日現在）

センター名／委託先	所在地	人口 (うち第1号被保険者数)	担当地域
地域包括支援センター緑風苑 ／社会福祉法人清幸会	須加1563	20,656 (6,153)	佐間・長野・須加 ・北河原
地域包括支援センターまきば園 ／社会福祉法人隼人会	白川戸275	19,306 (6,090)	行田・星河・荒木 ・星宮・南河原
地域包括支援センター壮幸会 ／社会医療法人壮幸会	下忍 1162-14	23,825 (6,629)	持田・太井・下忍
地域包括支援センターふあみいゆ ／社会福祉法人瑞穂会	下須戸 65-1	18,264 (5,661)	忍・埼玉・太田
計		82,051 (24,533)	

※ 地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う施設です。

●任意事業

介護保険事業の運営の安定化を図りながら、被保険者及び要介護者を介護する方に対し、家族介護教室の開催や紙おむつの給付、配食サービスの実施など、地域の実情に応じた支援を行います。

主な事業

介護教室	徘徊高齢者等早期発見シールの配布
認知症サポーター養成講座	要介護者等紙おむつ給付事業
認知症カフェ（オレンジカフェ）	成年後見制度利用支援事業
高齢者等配食サービス事業	

第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料

介護保険料の見直しを行い、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料を下記のとおり定めました。

高齢者数の増加に伴い、保険給付に係る費用全体の増大が見込まれることなどから、基準額については、前回保険料から6,120円増となる年額65,760円となります。

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.45	29,590円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	×0.70	46,030円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	×0.75	49,320円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.90	59,180円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	×1.00	65,760円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	78,910円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	×1.30	85,480円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	×1.50	98,640円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	×1.70	111,790円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	×1.80	118,360円

行田市 高齢者いきいき安心元気プラン

第7期 行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

平成30年3月発行

編集／行田市健康福祉部高齢者福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

TEL 048-556-1111 FAX 048-564-1315